


デジタル化資料送信サービスにかかる除外手続について

関西館電子図書館課

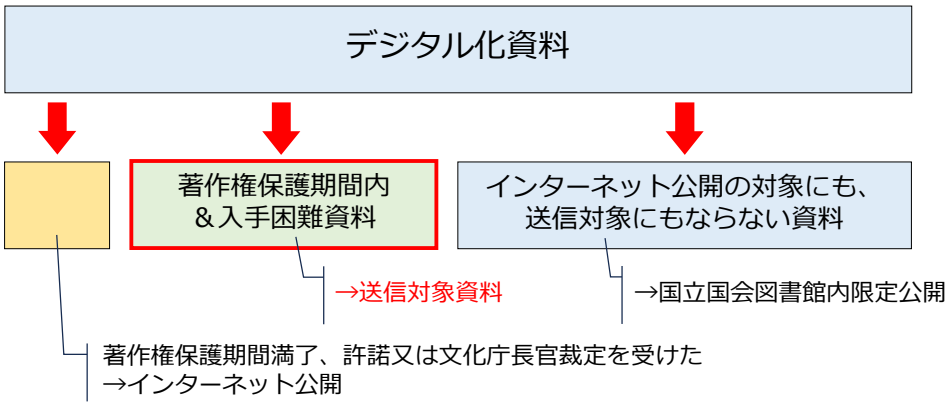


国立国会図書館
National Diet Library, Japan

1

1

除外手続とは



デジタル化資料

著作権保護期間内 & 入手困難資料 →送信対象資料

インターネット公開の対象にも、送信対象にもならない資料 →国立国会図書館内限定公開

著作権保護期間満了、許諾又は文化庁長官裁定を受けた
→インターネット公開

デジタル化資料送信サービスの対象を
入手困難な資料に限定するための手続き

国立国会図書館
National Diet Library, Japan

2

2

除外手続は3段階

1. 入手可能性調査
2. 事前除外手続
3. 事後除外手続

※「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への
限定送信に関する合意事項」2（3）

https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization_agreement03.pdf

除外手続は3段階

1. 入手可能性調査 (～9月)

国立国会図書館が、新たな送信候補資料について、民間の在庫情報データベース等に機械的な突合を行い、入手可能なものを除きます。

2. 事前除外手続 (10月13日～ 令和6年3月12日)

国立国会図書館が新たな「送信候補資料リスト」を公表します。お申出に基づき、除外基準を満たす場合は、送信候補から除きます。

送信開始前に
あらかじめ外しておく

送信資料の決定

令和6年4月
送信開始予定

3. 事後除外手続 (通年受付)

国立国会図書館が送信中の資料の「送信資料リスト」を公表しています。お申出に基づき、除外基準を満たす場合は、随時送信対象から除きます。

既に送信しているものを
送信対象から外す

1. 入手可能性調査

資料種別に応じた調査を行い、
送信候補資料リストを作成

図書
(戦後期) : 民間の在庫DBと機械的に突合し、
市場で流通しているもの、又は著作権等管理
事業者管理委託されている図書を除外
ただし、漫画・絵本は一律留保
(除外手続を経ず送信しない)

雑誌 : 官庁出版物以外の雑誌のうち、
商業出版関係を留保、管理委託されている
タイトルを除外

博士論文 : 出版されているかを調査

1. 入手可能性調査

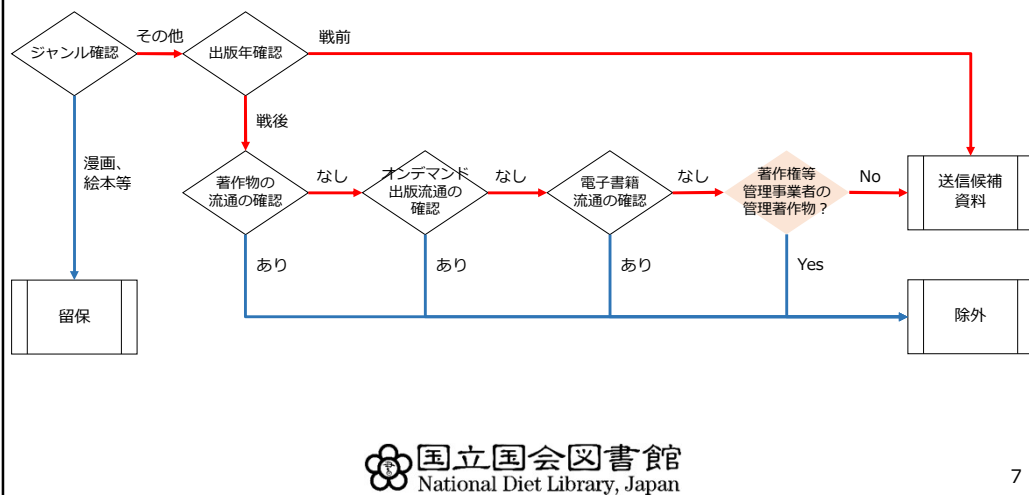
図書の調査で使うデータベース等

著作物の流通の確認	<ul style="list-style-type: none"> • e-hon • Honya Club
オンデマンド出版流通の確認	<ul style="list-style-type: none"> • Amazon プリント・オン・デマンド • 万能書店
電子書籍流通の確認	<ul style="list-style-type: none"> • Books (出版書誌データベース) ※
著作権等管理事業者の 管理著作物かどうかの確認 ※今回から図書についても確認	<ul style="list-style-type: none"> • 出版者著作権管理機構 (JCOPY) • 日本複製権センター (JRRC) • 学術著作権協会 (JAC) の管理著作物リスト

※ 令和6年からは、Booksでの検索に代えて、国立国会図書館サーチと連携している一般社団法人日本出版インフラセンター出版情報登録センター (JPRO) のデータを使用する予定

1. 入手可能性調査

図書の調査



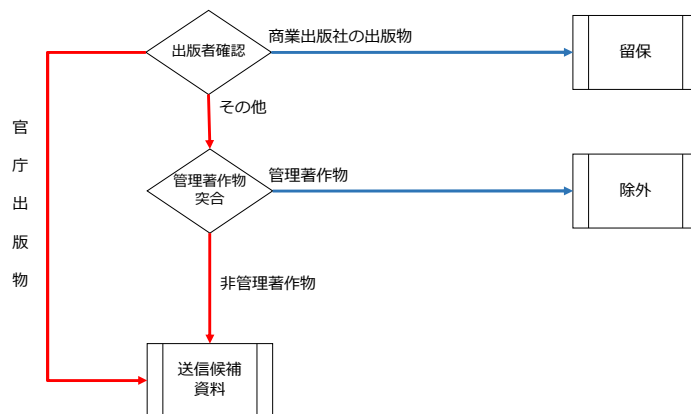
1. 入手可能性調査

令和5年 入手可能と判定した資料

データベース	該当資料 (点)
・ e-hon	72,422
・ Honya Club	36,786
・ Amazon プリント・オン・デマンド	20,821
・ 万能書店	5,115
・ Books (出版書誌データベース)	8,985
・ 出版者著作権管理機構 (JCOPY)	10,896
・ 日本複製権センター (JRRC)	8,124
・ 学術著作権協会 (JAC)	63

1. 入手可能性調査

雑誌の調査



1. 入手可能性調査

令和5年 入手可能性調査の結果

	送信候補資料とするもの	送信資料から 国立国会図書館内限定公開に 切り替えるもの
図書	248,526点	42,957点
雑誌	18,293点 (1,236タイトル)	493点
博士論文	5,767点	36点

2. 事前除外手続

3. 事後除外手続

事前除外手続、事後除外手続の流れ

- 国立国会図書館ホームページから「送信（候補）資料リスト」をダウンロードしてください。
<https://www.ndl.go.jp/preservation/digitization/distribution.html>
- 除外基準に該当する資料があれば、「送信（候補）資料リスト」の該当箇所に必要事項を記入してください。
- 必要事項を記入した「送信（候補）資料リスト」を、メール添付で送付してください。

【宛先】国立国会図書館 関西館電子図書館課 電子化資料提供係
jogai@ndl.go.jp

2. 事前除外手続

3. 事後除外手続

事前除外手続、事後除外手続の流れ（つづき）

- メール受信後、国立国会図書館担当者が内容を確認します。
- 確認結果をメールにてお知らせします。
- 基準を満たしていることが確認できた資料は、送信（候補）資料から除外します。

2. 事前除外手続

3. 事後除外手続

「送信（収録）資料リスト」記入イメージ

除外申請 チェック	どの除外基準に該当するか (①②③はスライド17～ 19の番号に対応)	URL	タイトル	...
		https://dl.ndl.go.jp/pid/2931956	件名標目の選び方と付け方	...
○	① 出版予定（「これから出る本」○月上旬号）		登録の作り方	...
		https://dl.ndl.go.jp/pid/2931969	作業：NDCのつかい方を中心に	...
○	② 管理団体委託（学著協）	https://dl.ndl.go.jp/pid/2931965	図書分類法要説	...
		https://dl.ndl.go.jp/pid/2931964	比較分類法概論	...
○	③ □山△郎	https://dl.ndl.go.jp/pid/2931966	図書分類法要説	...

除外を希望する資料に○を

2. 事前除外手続

3. 事後除外手続

除外基準

- ① 当該資料又は同内容の著作物が市場（オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む。）において流通している場合

- ・ 現に流通している
- ・ 近い将来（概ね3か月以内）に流通の予定

を公開情報により確認できれば除外します

2. 事前除外手続

3. 事後除外手続

除外基準

- ② 当該資料又は同内容の著作物の著作権が著作権等管理事業者により管理されている場合

著作権等管理事業者の管理著作物リストを参照して、管理されていることを確認できたら除外します
(「非許諾」「非委託」として登録されているものは除外できません)

2. 事前除外手続

3. 事後除外手続

除外基準

- ③ 当該資料の著作者から送信利用の停止の要請があった場合

著作者ご本人からの要請であることを確認の上除外します

2. 事前除外手続

3. 事後除外手続

除外手続マニュアル

除外手続の詳細については、
ホームページに掲載しているマニュアルもご参照ください。

- ・事前除外手続について

https://dl.ndl.go.jp/static/files/jogai/manual_jizen_2023.pdf

- ・事後除外手続について

https://dl.ndl.go.jp/static/files/jogai/manual_jigo_2023.pdf

2. 事前除外手続

3. 事後除外手続

(参考) これまでの除外申出状況 (図書)

(丸括弧は事前除外手続の内数)

申出資料点数			除外した 点数	除外しな かった点数	申出が取り 下げられた 点数	確認中の 点数
18,366 (13,030)						
内 訳	除外基準①	10,065 (7,290)	11,997 (7,059)	3,416 (3,141)	2,686 (2,621)	267 (209)
	除外基準②	5,233 (2,813)				
	除外基準③	2,857 (2,716)				
	上記以外※	211 (211)				

※除外基準に基づく除外ではなく留保の扱いとするもので、絵本等の場合。

(2023年8月末現在)

よくあるご質問

- ・著作権が消滅した資料について除外申出は可能か？
→著作権が消滅した資料については、除外基準①～③に基づく除外申出を受け付けることはできません。
- ・著作者本人は死亡しているが、遺族等の著作権継承者が除外基準③に基づいて除外申出をすることはできるか？
→除外基準③に基づく除外申出は、著作者ご本人からのみ受け付けます。除外基準②のご利用をご検討ください。

よくあるご質問

- ・送信対象から除外された資料は、いつまで送信対象から除外される？
 - ・除外基準①②により除外された資料…
流通や著作権等管理事業者による管理が確認できる間
 - ・著作者の生存中に除外基準③により除外された資料…
著作者の存命中に限り除外
 - ・除外基準③により除外された団体名義の著作物…
著作者である団体が存続している間
※ただし、公表後70年を経過したものは除外対象から外れます。

よくあるご質問

そのほか、当館ホームページ「除外手続Q&A」も
ご参照ください。

https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/jogai_qa.html